

全国悉皆調査にみる要保護児童対策地域協議会の運用課題（1）

— 基盤整備がスタッフの専門性発揮に及ぼす影響 —

県立広島大学 田中 聡子 (006587)

松宮透高 (県立広島大学・002749)

キーワード：要保護児童対策地域協議会 ソーシャルワーク 専門職

1. 研究目的

本研究の目的は、要保護児童地域対策協議会（以下「要対協」という）においてスタッフが専門性を発揮するために必要なことは何かを明らかにすることである。市区町村に設置される要対協は、要保護児童に関する情報共有と対応検討が求められている。虐待をはじめとする要保護世帯に関する情報を集約、分析し、問題のアセスメントを行うとともに、関係機関を調整しつつその支援対策を検討し、実際の支援進捗状況をマネジメントする機能を担う。そこで、中核となる要対協調整機関（事務局）の職員配置、児童相談所、市町村児童家庭相談室、保健センター、学校や保育所、保健機関など関係機関と協議を行う実務者会議および個別支援会議の運営体制等、要対協の機能に影響すると考える。先行研究では、調整機関の職員数の不足、専門資格を有するものの配置の不足、会議運営のノウハウが無い（厚生労働省、2015）。形骸化を防ぎ、機能するには実務者会議と調整機関が鍵になることが示されている（2016、田中）。また、2017年4月施行の児童福祉法等の一部を改正する法律において「市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置する」および「調整機関に配置される専門職は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならない」と規定された。迅速、的確に市町村が対応できるようにスタッフには一層の役割が求められている。

2. 研究の視点および方法

要対協検討事例の実態、要対協運営体制や活動の実態等、これまでの調査研究の知見および要対協事務局の職員等の意見をもとに独自に質問項目を設定した。全国（東日本震災による庁舎移転自治体を除く）1,896自治体の要対協担当課を対象にした悉皆調査を実施したデータを用いて分析する。調査票の配布は郵送およびホームページからのダウンロード、回収は郵送およびデータ送付にて行った。回収数514、回収率27.1%であった。

3. 倫理的配慮

本研究は、「個人情報保護に関する法律」、社団法人日本社会福祉学会が定めている研究倫理指針を厳守している。調査実施に関して県立広島大学研究倫理審査委員会の研究倫理審査の承認（第6MH032号）を得て実施した。

4. 研究結果

要体協の調整機関に対しては「高い専門性を備えている」について肯定51.8%、否定48.2%、「調整機関職員は業務に専念できる」について肯定38.1%、否定61.9%、「責任と

権限は明確である」について肯定 42.4%，否定 57.6%である。「スタッフ間の連携関係は良好である」について肯定 91.3%，否定 8.7%である。実務者会議に対しては「高い専門性を備えている」について肯定 73.5%，否定 26.5%，「実務者会議参加者は業務に専念できる」について肯定 44.4%，否定 55.6%，「責任と権限は明確である」について肯定 53.5%，否定 46.5%，「スタッフ間の連携関係は良好である」について肯定 89.6%，否定 10.4%である。要体協が機能するための必要な要件として自由記述では、「調整機関に決定権のある専任の専門職が配置されており，常時対応が可能な人員体制」「ケース管理に関するスキル，支援に必要な社会資源の把握，関係機関などの理解と協力」「人員の確保と専門性の確保」という職員の質と量の確保に関することが明記された。「各ケースについて効果的な支援につながるための情報共有・守秘義務，組織としての役割の明確化」や「直接の関係者で構成されている個別ケース検討会が機能していること」が実務者会議や調整機関の機能強化につながると示された。一方で、「法改正により専門職種が必置となるが専門職の応募がない。ケースが増えてきて職員の増員も必要と思うが，すぐに対応できず，現任者の負担が増大してきている」や「小規模な自治体では専門職の確保が難しい」「職員数が少ないので兼務している」等，専門職の確保や体制整備上の課題があることが明らかになった。

## 5. 考察

要体協の機能について，情報共有や連携関係についてはスタッフ間においては良好であると回答する自治体は70%以上であった。それぞれの機関のスタッフが連絡調整をすることやネットワークの整備は進んでいると考える。一方，問題解決に向けて実効性を高めるには，専門性の発揮や困難ケースに専念できる職員体制が必要であり，現状は不十分であると言える。特に，小規模自治体等では兼務職であり，専門職の配置が難しい現状をどう克服するかが課題になる。また，専門職を配置しても，それぞれの役割と責務が明確になっていないところでは，十分に機能しないと考える。個々の職員の専門性の発揮のために，人員の確保や業務の整理等に加えて，役割や責任の明確化に向けた意志統一が重要である。また，虐待予防やケースの内容に踏み込んだ管理を可能にするためには，個別検討会議の蓄積を実務者会議に反映させることも必要と考える。

本調査研究は，科学技術振興機構（JST）社会技術研究開発センター（RISTEX）「安全な暮らしをつくる新しい公／私空間の構築」研究開発領域研究開発プロジェクト研究助成「養育者支援によって子どもの虐待を低減するシステムの構築」（研究代表：黒田公美～理化学研究所）に基づいて実施した。

## 引用・参考

・田中聡子・松宮透高（2016）「要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた課題」日本社会福祉学会第64回秋季大会報告資料

・厚生労働省（2015）「子どもを守る地域ネットワーク等調査（平成25年度調査）」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000075220.html>（2017/6/15）